

板橋区地産地消・農産物安心確保促進事業費補助金の額に関する基準

(平成20年6月12日産業経済部長決定)

(目的)

第1条 この基準は、板橋区地産地消・農産物安心確保促進事業費補助金交付要綱（平成20年4月28日区長決定。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、補助金の額（補助率等）に関する基準を定めることを目的とする。

(補助率等)

第2条 補助率等については、別表のとおりとする。

2 板橋区地産地消・農産物安心確保促進事業費（以下「事業費」という。）補助金交付申請ができる集団は、平成21年度については1団体とする。なお、平成22年度以降については、その都度定めるものとする。

付 則

この基準は、平成20年6月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この基準の一部改正は、平成21年5月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第2条第1項関係）

事業費	補助率又は補助限度額	補助金交付対象
10,000,000円未満の場合	事業費の4分の3の金額を補助	要綱第2条第2項に規定されてる集団が対象
10,000,000円の場合	事業費の4分の3の金額を補助	
10,000,001円以上の場合	7,500,000円を補助	